



2012～2013年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2012～2013年度  
国際ロータリー・テーマ

奉仕を通じて平和を  
Peace through Service

国際ロータリー会長  
田中作次

国際ロータリー2720地区 中津平成ロータリークラブ

会長 渡邊 文敏 幹事 辛嶋 崇 会報担当 長野 定生 クラブ広報委員長 長野 定生

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

## 第1112回例会 平成25年4月4日(木)

●本日の例会プログラム 花見例会

◎次回例会プログラム ゲスト卓話 「東九州自動車道について」  
ネクスコ西日本



### 前回(1111回例会)の記録

平成25年3月28日(木)

#### ■ゲスト

中津税務署  
署長 竹本龍一氏

#### ■ビジター

稲益一男君(中津中央)

#### ■出席報告

会員数 25名  
免除者数 1名  
対象者数 24名  
本日出席者 17名  
欠席者数 7名  
出席率 70.83%

#### ■1109回出席報告の修正

1109回欠席者 8名  
メイクアップ 1名  
欠席者 7名  
修正出席率 65.22% → **69.57%**

#### ●メイクアップ

永松(地区大会)

#### ●欠席者57

松本、宇都宮、黒瀬、矢頭、仲本、長野(修)、小野

◎ロータリーソング あすという日が

#### ◎会長の時間 会長 渡邊文敏

大貞公園の桜もちょうど今が満開です。「花見酒」という落語を聞いた事がありますか? 2人の男が2両の酒を掛けて仕入、天秤棒を担いで花見がてら売りに行く話です。売る前に飲みたくなった1人が相棒につり銭用の1貫を払って飲む、相棒もまた、貰った1貫を払って飲む。これを繰り返して最後には空の酒樽と1貫だけが残る。「それならムダがなく良かったね」というのがオチです。



この話をもとに、高度成長の末期、日本経済が浮かれすぎとした笠信太郎氏の「花見酒の経済」が流行語になった事があります。安倍首相が主導するアベノミクスも円安・株高で開花しましたが「花見酒の経済」に似ていると批判する声も少なからずあります。代表的なのが「金融緩和を進めればハイパーインフレが起こる」と言うものです。でも実際に、インフレ率が予想以上に進んだのであれば、すぐに金融引き締めへ転じればいいだけの話ではないでしょうか。

ちなみに1年前に、2%のインフレ目標を設定して金融緩

和とゼロ金利を続けているアメリカでも、いまだにインフレ率は2%に達していません。「アベノミクス」は、デフレ・円高を放置するより、はるかにましな経済政策だと思うのですが・・・。

#### ◎幹事報告 幹事 辛嶋 崇

●例会変更 中津中央RC → 4/9(火) 向笠公園清掃・4/30(火) 休会、大分RC、大分東RC、大分南RC、大分中央RC、大分1985RC、大分城西RC、宇佐八幡RC、豊前RC、津久見RC、湯布院RC

●週報受理 津久見RC

●週報お礼 森田パストガバナー

●幹事報告

- ・国東RC創立30周年記念式典のご案内
- ・中津中央RCより4月プログラム
- ・東ヶ崎潔記念ダイヤログハウスへ募金のお願い



#### ◎委員会報告

【梶原会員】本日、委員会報告の時間に新入会員の中山君の



会員卓話をしますので、よろしくお願いします。

〔中島会員〕



〔永松会員〕 4月4日は花見例会です。6時10分にはバスが中津駅前に来ています。15分には出発しますので、よろしくお願いします。

〔土居会員〕 次年度の件です。4月20、21日で人吉にて地区協議会が開催されます。実際のプログラムは21日土曜日の朝からですが、出発を前日の土曜日から中津3クラブ一緒に行くようになっていきますので、よろしくお願いします。21日土曜日午後2時中津駅発です。

### ◎ゲスト卓話

「税務行政の現状について」

中津税務署 署長 竹本龍一氏



#### 1 「国税庁レポート2012」

「国税庁レポート2012」は、国税庁の活動を分かりやすく説明するために作成したものです。このレポートを基に、現在国税庁がどのようなところに重点を置いた取組をしているかについて話をさせていただきます。

##### (1) 国税庁の使命と任務

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。また、使命を達成するために「任務」があり、そのための「行動規範」及び「今後の取組」が定められています。

##### (2) 税務行政の運営の考え方

国税庁の使命を果たすために、具体的には①納税者サービスの充実、②適正な調査・徴収、③酒税行政の適正な運営、④事務の効率化の推進と組織基盤の充実、⑤政策評価と税務行政の改善に取り組んでいます。特に、①納税者サービスの充実について、具体的には e-Taxや国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」などの、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を推進しています。

##### (3) 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

###### イ 租税教育について

租税教室などの開催を通じて、税の役割や使われ方を知ってもらい、税に関して興味を持ってもらうことは、非常に意義があり重要なことと考えます。

###### ※中津税務署管内の租税教室の開催状況

平成24年度には、中津税務署管内の小学校6校、中学校6校、高校5校、短大1校の合計18校で、1,542名を対象に租税教室を開催しました。講師は、小学校3校は公益社団法人中津法人会が担当し、残りは税のプロである南九州税理士会中津支部の税理士が担当しました。

###### ロ e-Tax (国税電子申告・納税システム)

e-Taxは、所得税、法人税、消費税などの申告、各種申請・届出について、書面の提出に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものです。また、税金の納付も、全税目についてダイレクト納付やインターネットバンキングなどを利用して行うことができます。e-Taxを利用すれば、納税者や税理士にとっては、事務の省力化やペーパーレスにつながりますし、国税当局にとっても、税務行政の効率化が図られることから、e-Taxの普及及び定着に向け、各種施策を強力に推進しているところです。

###### ハ 確定申告

平成24年分所得税の確定申告も今年15日を持ちまして、無事終了しました。今年は特に、昨年7月に発生した「九州北部豪雨」により被害を受けられた方々への丁寧な対応が、必要かつ重要となる確定申告でありました。例えば、

住宅や家財などに被害を受けた場合は、税金が軽減される場合もありますので、2月の初めから被災された方々を対象とした、確定申告書の事前作成説明会を開催するなど被災者の皆様の立場に立って、ひとつひとつ丁寧な対応を行って来ました。直近の平成24年分の所得税確定申告については終了したばかりなので、平成23年分で説明しますと、平成23年分の所得税確定申告者数は、全国で2,185万人、実に5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者数が1,279万人で、申告者の半分以上を還付申告が占めています。

#### (4) 適正な調査・徴収

##### イ 適正・公平な税務行政の推進

平成23事務年度(平成23年7月から平成24年6月)において、全国で年間90万件調査しています。実地調査1件当りの申告漏れ所得は、申告所得税で879万円、法人税で1,007万円となっています。大分県では、所得税の調査件数は399件、実地調査1件当りの申告漏れ所得は733万円、追徴税額は加算税を含めて105万円となっています。また、法人税の調査件数は886件、実地調査1件当りの申告漏れ所得は461万円となっています。

##### ロ 国際課税

企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化しています。このような変化に伴い、複雑な国際取引を利用して国際的な税逃れ(国際租税回避行為)が大きな問題となっており、国税庁は外国の税務当局と情報の共有化を図るなどの調査体制の充実を行っています。

#### 3 税制改正について

##### (1) 納税環境整備に関する国税通則法の改正

平成23年度の税制改正で、「納税環境整備に関する国税通則法の改正」がおこなわれました。

###### イ 税務調査手続が法定化されました。

ロ 既に行った申告に誤りがあり、税金の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」については、請求できる期限が、原則法定申告期限から1年間とされていたが、5年間に延長されました。

ハ 国税に関する処分については、原則として理由附記はしていませんでしたが、全処分について理由附記をするようになりました。

##### (2) 25年度の税制改正大綱

「25年度の税制改正大綱」の主だったものは、次のとおりです。

###### イ 所得税の最高税率の見直し

課税所得4,000万円超は最高税率45%が追加されました。

###### ロ 相続税・贈与税の見直し

- ・相続税の基礎控除が引き下げられました。
- ・相続税の最高税率の引き上げなど、税率構造の見直しが行われました。
- ・子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置が創設されました。

###### ハ 法人課税については、民間投資の喚起と雇用・所得の拡大のための見直し

- ・雇用増一人当たり40万円(従前は20万円)、給与増加分の10%が税額控除できるようになりました。

#### 4 終わりに

本日は、貴重な時間をいただきありがとうございました。所得税の確定申告は終了しましたが、個人事業者の消費税の確定申告は4月1日までですので、e-Taxの利用など、引き続きよろしくお願いします。

冒頭に説明しました、国税庁の使命である、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を果たすために、任務を遂行していきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いします。